明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一〇）　一

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（**法務**一五六）　一

○日本国に帰化を許可する件（**同**一五七）　二

○令和五年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（**農林水産**一三一八）　二

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**同**一三一九）　七

○計量法第百三十四条第四項の規定に基づく同条第二項の指定に係る計量器の指定の取消しに関する件（**経済産業**一六〇）　七

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二四三）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**八四）　七

〔国会事項〕

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　岩手県　栃木県　東京都　新潟県　愛知県　三重県　福岡県　沖縄県　横浜市　神戸市　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

国家試験　一〇

〔資　料〕

令和四年六月中国際収支状況（速報）及び令和四年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方関係　一一

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三

省令

○厚生労働省令第百十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（不正行為の禁止） **第二十八条の二**　厚生労働大臣は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。 2　前項の規定は、准看護師試験に関して不正の行為があつた場合について準用する。この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。